

# 宮崎県校長会旗 取扱規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎県校長会旗を定め、これらの取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(会旗)

第 2 条 宮崎県校長会活動方針の具現化にあたり、県内各小中学校長の県校長会組織の一員としての自覚と緊密な連携による一体感の高揚に資するため、会旗を別記のとおり定める。

2 会旗の寸法は、次のとおりとする。

種 類	縦の長さ	横の長さ
小 旗	100 センチメートル	150 センチメートル

(会旗の掲揚)

第 3 条 会旗は、県校長会の主催する研究大会、その他主要な行事等を行う場合において、特別の事情がない限り、当該会場等に掲揚するものとする。

(会旗の管理)

第 4 条 会旗の管理は、県校長会事務局が行う。

(その他)

第 5 条 この規程に定めるものの外、宮崎県校長会旗の取扱いに関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別記 (第 2 条関係)



宮崎県の「M」を基調に、左側は山、右側は海を表し、自然に恵まれた教育環境を表現している。

緑色は調和、水色は変化、赤は情熱、行動を意味し、全体の形は右上方向に躍動する動きを表現している。創意と英知を結集し、組織として行動し、真摯に教育に取り組む校長会の姿を表現している。

赤い丸は、宮崎の太陽と子どもの姿も表している。